

敦賀市環境保全条例の改正について（R5.12.19 施行）

1 改正概要

北陸新幹線敦賀開業等により、本市へ様々な業種の参入が見込まれるため、事業活動により生活環境への影響（騒音・振動・悪臭など）がある場合に、周辺住民等からの苦情が増加するおそれがあることから、事業者と周辺住民とが常に良好な関係を築いていくことができるよう条例の一部を改正しました。

2 対象となる事業者

生活環境に影響（騒音、振動、悪臭等）を及ぼすおそれのある事業を行う全ての事業者が対象となります。

※既存の事業者でも新たに工事等を行う場合は対象となります。

※業種、事業規模は問いません。

3 改正内容及び事業者の対応例

	改正内容 (下記の3点を追加しました。)	事業者の対応例
1	事業者は、生活環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う場合は、周辺住民等へ事業説明を十分に行うこと。	・まずは、当該地区の区長へ事業概要及び周辺環境への影響を説明する。 ・地元から要望があれば住民説明会や個別説明を実施する。
2	事業者は、自らの事業活動に伴って生活環境への被害に係る苦情が寄せられたときは、迅速かつ適切に処理すること。	・苦情内容を確認し公害（騒音・振動・悪臭等）の原因を調べる。 ・防音対策を講じるなど周辺住民の理解を得る。
3	上記により周辺住民等と常に良好な関係を築くように努めること。	・事業の開始・終了の案内や事業の進捗報告など、日常的に周辺住民とコミュニケーションをとる。

4 問合せ先

環境政策課 0770-22-8121